

過疎の現況

平成29年3月

長崎県過疎地域自立促進協議会

はじめに

平成22年4月の「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」の施行により、これまでの過疎対策が拡充されるとともに、適用期限が6年間延長されましたが、平成24年6月にさらに5年間延長となり、法の期限は平成33年3月末となりました。会員皆様におかれましては、中長期的な視点のもとで総合的な過疎対策を推進するとともに、自立促進に向けた取り組みを着実に進められていることと存じます。

しかしながら、過疎地域を取り巻く状況は、これまでの過疎対策により産業の振興、生活環境の改善など一定の成果は得られたものの、依然として若者の流出が続き、都市部に比べ人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面しています。

そのような中、過疎市町村では、地域の課題解決のため、行政、住民一体となって知恵を出し合い、創意工夫を凝らした事業を展開し、過疎地域の再生、活性化に向けて、過疎対策事業債ソフト分も十分に活用しながら、なお一層の取り組みを進めていく必要があります。

さらには、我々過疎市町村は「美しく風格ある国土形成への寄与」という目的達成のために、過疎法の理念に沿った対策を講じながら自立促進に努め、過疎地域が都市を含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与する地域であり、豊かな国土形成を担っているということをこれまで以上に主張していかなければなりません。

本書が、これからの過疎問題に対する理解を深めるとともに、過疎市町村の自立促進の一助になれば幸いです。

平成29年3月

長崎県過疎地域自立促進協議会

会長 友 広 郁 洋

目 次

(県内過疎市町村の分布図)

I 過疎地域の現況

1. 概 況

(1) 過疎地域の要件	1
(2) 過疎地域の団体数、人口、面積等	2
(3) 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係	5

2. 人 口

(1) 人口動態	6
(2) 人口構成	7

3. 財政状況等

(1) 概 要	9
(2) 歳 入	9
(3) 歳 出	10
(4) 財政力指数	10
(5) 実質公債費比率	11

II 過疎対策の現況

1. これまでの過疎法における過疎対策の実績

(1) 過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎対策の実績	13
(2) 過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策の実績	13
(3) 過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎対策の実績	13

2. 過疎地域自立促進特別措置法における計画・支援措置

(1) 過疎地域自立促進計画等	17
(2) 前期自立促進計画に基づく事業費	17
(3) 後期自立促進計画に基づく事業費	18
(4) 自立促進計画（平成22年度～27年度）に基づく事業費	18

(5) 過疎地域自立促進のための財政上の支援措置	1 8
(6) 合併の場合の取り扱い	1 9
(7) 激変緩和の経過措置等	1 9
3. 国の過疎対策	
(1) 過疎債・辺地債の配分状況	2 8
(2) 集落整備事業の実施状況	4 6
(3) 過疎地域活性化施設建設事業等の状況	4 7
4. 長崎県自治振興資金貸付の状況 (過疎地域振興資金、特別資金)	5 2

III 資料

1. 県内市町村の人口推移（国勢調査）	5 5
2. 県内市町村の財政状況	5 7
3. 過疎法の変遷	5 9
4. 過疎対策四法の比較	6 4
5. 都道府県別過疎市町村数	6 8
6. 県内過疎市町村の変遷（県単過疎含む）	6 9
7. 過疎地域自立促進特別措置法	7 4
8. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に 関する法律	9 3
9. 過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	9 8

(参考資料)

過疎対策事業債の拡充について	1 1 3
----------------	-------

I 過疎地域の現況

I 過疎地域の現況

1. 概況

(1) 過疎地域の要件

「過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）」において、過疎地域とは「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（法第1条）」と定義されている。

また、具体的に過疎地域の要件としては、次の一、二、三いずれかの人口要件、財政力要件を満たす市町村の区域と規定されている。（法第2条）。

一 ①人口要件

ア 昭和35年から平成7年の国勢調査による35年間の人口減少率が30%以上であること。

イ 昭和35年から平成7年の国勢調査による35年間の人口減少率が25%以上で、かつ、高齢者比率（65歳以上）が24%以上であること。

ウ 昭和35年から平成7年の国勢調査による35年間の人口減少率が25%以上で、かつ、若年者比率（15歳以上30歳未満）が15%以下であること。

エ 昭和45年から平成7年の国勢調査による25年間の人口減少率が19%以上であること。

※ただし、アイウの場合、昭和45年から平成7年の国勢調査による25年間の人口増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成8年度から平成10年度の財政力指数の3ヵ年平均が0.42以下であり、かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

二 ①人口要件

ア 昭和35年から平成17年の国勢調査による45年間の人口減少率が33%以上であること。

イ 昭和35年から平成17年の国勢調査による45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、高齢者比率（65歳以上）が29%以上であること。

ウ 昭和35年から平成17年の国勢調査による45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、若年者比率（15歳以上30歳未満）が14%以下であること。

エ 昭和55年から平成17年の国勢調査による25年間の人口減少率が17%以上であること。

※ただし、アイウの場合、昭和55年から平成17年の国勢調査による25年間の人口増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成18年度から平成20年度の財政力指数の3ヵ年平均が0.56以下であり、かつ、公営競技収益が20億円以下であること。

三 ①人口要件

ア 昭和40年から平成22年の国勢調査による45年間の人口減少率が33%以上であること。

イ 昭和40年から平成22年の国勢調査による45年間の人口減少率が28%以

- 上で、かつ、高齢者比率（65歳以上）が32%以上であること。
- ウ 昭和40年から平成22年の国勢調査による45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、若年者比率（15歳以上30歳未満）が12%以下であること。
- エ 昭和60年から平成22年の国勢調査による25年間の人口減少率が19%以上であること。
- ※ただし、アイウの場合、昭和60年から平成22年の国勢調査による25年間の人口増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成22年度から平成24年度の財政力指数の3ヵ年平均が0.49以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

図表1-1-1 県内過疎地域の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	法 適 過 疎 市 町 村
県南地域	長崎市（旧伊王島町、 旧高島町 、旧野母崎町、旧外海町の区域）、西海市 ②
県北地域	佐世保市（ 旧宇久町 、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町、旧江迎町、旧鹿町町の区域）、平戸市、松浦市、 小値賀町 ④
島原半島地域	島原市、雲仙市、南島原市 ③
対馬地域	対馬市 ①
壱岐地域	壱岐市 ①
五島地域	五島市 、 新上五島町 ②
	9市2町10区域

- (備考) 1 **太文字**は離島、その他は半島地域を表す。
2 長崎市及び佐世保市は、上記区域のみ過疎地域とみなす。

(2) 過疎地域の団体数、人口、面積等
(団体数)

全国の過疎市町村は、過疎法により平成12年4月1日に1,171団体が公示され、続いて、平成12年国勢調査の結果に基づき平成14年4月1日に40団体が追加公示されている。

その後、市町村合併による変動や法改正による追加公示があり、平成28年4月1日現在で797団体、全市町村数（1,718団体）の46.4%を占めている。

長崎県の法適過疎市町村は、平成12年4月1日に49団体が公示され、平成12年国勢調査の結果に基づいた追加公示団体はない。

その後、市町村合併や法改正による追加公示が行われたことにより、平成28年4月1日現在の過疎市町の数13団体となり、県内市町村数（21市町）に占める割合は61.9%で全国平均と比較して15.5ポイント高くなっている。

※過疎団体数の増減

	全国	長崎県
当初公示(H12.4.1)	1171団体	49団体
追加公示(H14.4.1)	40団体	0団体
合併による減	△493団体	△37団体
追加公示(H22.4.1)	58団体	0団体
改正後過疎団体数(H22.4.1)	776団体	12団体
合併による減	△1団体	0団体
改正後過疎団体数(H28.4.1)	797団体	13団体

(H28.4.1) (H28.4.1)

※改正前過疎団体数(H26.3.31) 全国775団体 長崎県12団体

(人口)

全国の過疎地域人口は平成22年国勢調査によると1,136万人であり、総人口(1億2,806万人)に占める割合は8.9%である。

長崎県の過疎地域人口は40万7千人であり、県総人口(142万6千人)に占める割合は、28.5%となり、全国割合と比較して20ポイント程度高くなっている。

(面積)

全国の過疎地域面積は、22万1,911k㎡であり、国の総面積(37万7,950k㎡)に占める割合は58.7%である。

長崎県の過疎地域面積は2,824k㎡であり、県総面積(4,105k㎡)に占める割合は68.8%となり、全国割合より10ポイント程度高くなっている。

図表1-1-2

全国の過疎市町村の状況(都道府県別)

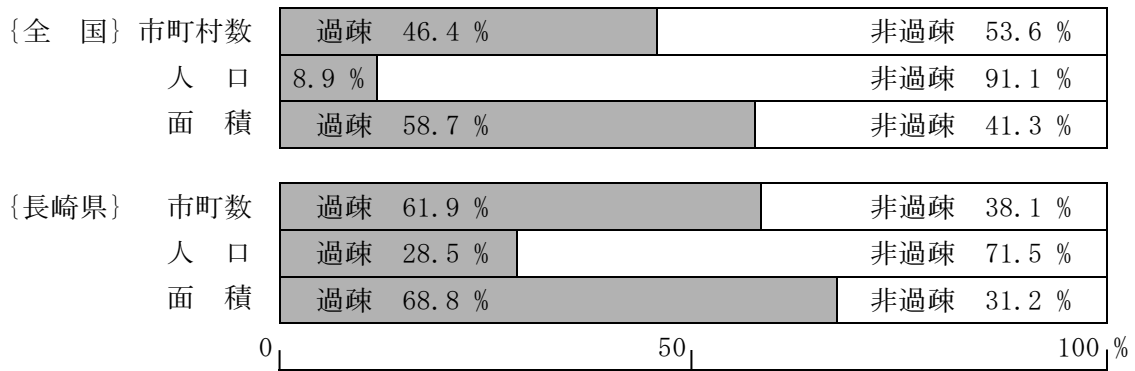
(単位:人・km²・%)

都道府県	全市町村数 A	過疎市町村数				過疎地域人口(平成22年国調)			過疎地域面積		
		市	町村	計 B	比率 B/A	全市町村 C	過疎市町村 D	比率 D/C	全市町村 E	過疎市町村 F	比率 F/E
1 北海道	179	22	127	149	83.2	5,506,419	1,719,732	31.2	83,456.87	65,428.44	78.4
2 青森県	40	7	21	28	70.0	1,373,339	312,444	22.8	9,644.54	6,030.46	62.5
3 岩手県	33	9	13	22	66.7	1,330,147	498,653	37.5	15,278.89	10,515.18	68.8
4 宮城県	35	5	4	9	25.7	2,348,165	267,638	11.4	7,285.76	3,325.84	45.6
5 秋田県	25	11	10	21	84.0	1,085,997	701,074	64.6	11,636.25	10,453.01	89.8
6 山形県	35	4	17	21	60.0	1,168,924	365,405	31.3	9,323.46	6,560.59	70.4
7 福島県	59	4	25	29	49.2	2,029,064	271,508	13.4	13,782.76	6,983.87	50.7
8 茨城県	44	2	2	4	9.1	2,969,770	61,105	2.1	6,095.72	916.87	15.0
9 栃木県	25	1	2	3	12.0	2,007,683	37,953	1.9	6,408.28	978.71	15.3
10 群馬県	35	5	9	14	40.0	2,008,068	104,551	5.2	6,362.33	3,508.64	55.1
11 埼玉県	63	1	3	4	6.3	7,194,556	8,153	0.1	3,798.13	463.82	12.2
12 千葉県	54	3	3	6	11.1	6,216,289	98,079	1.6	5,156.70	608.75	11.8
13 東京都	39	0	6	6	15.4	13,159,388	22,824	0.2	2,187.50	511.42	23.4
14 神奈川県	33	0	0	0	0.0	9,048,331	0	0.0	2,415.86	0.00	0.0
15 新潟県	30	9	5	14	46.7	2,374,450	396,520	16.7	12,583.81	7,004.24	55.7
16 富山県	15	2	1	3	20.0	1,093,247	71,687	6.6	4,247.61	976.34	23.0
17 石川県	19	6	3	9	47.4	1,169,788	129,401	11.1	4,185.66	2,074.48	49.6
18 福井県	17	2	4	6	35.3	806,314	28,807	3.6	4,189.83	1,202.93	28.7
19 山梨県	27	6	9	15	55.6	863,075	72,091	8.4	4,465.37	2,150.96	48.2
20 長野県	77	8	29	37	48.1	2,152,449	184,765	8.6	13,562.23	6,614.18	48.8
21 岐阜県	42	8	6	14	33.3	2,080,773	155,812	7.5	10,621.17	5,968.49	56.2
22 静岡県	35	4	4	8	22.9	3,765,007	61,051	1.6	7,780.42	1,765.08	22.7
23 愛知県	54	2	3	5	9.3	7,410,719	44,047	0.6	5,165.04	1,382.93	26.8
24 三重県	29	5	4	9	31.0	1,854,724	129,818	7.0	5,777.27	2,295.22	39.7
25 滋賀県	19	2	0	2	10.5	1,410,777	5,598	0.4	4,017.36	333.39	8.3
26 京都府	26	5	4	9	34.6	2,636,092	114,054	4.3	4,613.21	1,955.15	42.4
27 大阪府	43	0	1	1	2.3	8,865,245	6,015	0.1	1,898.47	37.38	2.0
28 兵庫県	41	6	3	9	22.0	5,588,133	165,215	3.0	8,396.13	2,193.81	26.1
29 奈良県	39	2	13	15	38.5	1,400,728	80,152	5.7	3,691.09	2,638.64	71.5
30 和歌山県	30	2	16	18	60.0	1,002,198	264,957	26.4	4,726.29	3,570.97	75.6
31 鳥取県	19	1	11	12	63.2	588,667	85,898	14.6	3,507.28	1,980.95	56.5
32 島根県	19	8	11	19	100.0	717,397	350,553	48.9	6,707.95	5,731.20	85.4
33 岡山県	27	11	9	20	74.1	1,945,276	340,477	17.5	7,113.21	4,932.03	69.3
34 広島県	23	11	5	16	69.6	2,860,750	320,876	11.2	8,479.58	5,365.14	63.3
35 山口県	19	9	3	12	63.2	1,451,338	200,596	13.8	6,113.95	3,458.54	56.6
36 徳島県	24	3	10	13	54.2	785,491	128,339	16.3	4,146.67	3,003.92	72.4
37 香川県	17	2	6	8	47.1	995,842	106,332	10.7	1,876.53	691.69	36.9
38 愛媛県	20	9	8	17	85.0	1,431,493	358,659	25.1	5,678.18	3,674.92	64.7
39 高知県	34	8	20	28	82.4	764,456	217,824	28.5	7,105.16	5,655.95	79.6
40 福岡県	60	8	13	21	35.0	5,071,968	511,977	10.1	4,977.24	1,734.04	34.8
41 佐賀県	20	5	4	9	45.0	849,788	119,163	14.0	2,439.65	798.46	32.7
42 長崎県	21	11	2	13	61.9	1,426,779	407,042	28.5	4,105.33	2,824.13	68.8
43 熊本県	45	7	20	27	60.0	1,817,426	386,831	21.3	7,404.73	4,934.85	66.6
44 大分県	18	13	3	16	88.9	1,196,529	488,829	40.9	6,339.71	5,545.08	87.5
45 宮崎県	26	7	10	17	65.4	1,135,233	197,712	17.4	7,735.99	4,808.17	62.2
46 鹿児島県	43	17	24	41	95.3	1,706,242	650,756	38.1	9,188.78	7,124.23	77.5
47 沖縄県	41	1	17	18	43.9	1,392,818	104,136	7.5	2,276.15	1,198.25	52.6
合計	1,718	274	523	797	46.4	128,057,352	11,355,109	8.9	377,950.10	221,911.34	58.7

(備考)

- 1.市町村数は平成28年4月1日現在。
- 2.東京都特別区は市数に含まない。
- 3.面積は平成22年10月1日現在。また、境界未定分は含まれていない。
- 4.過疎地域の人口・面積はH22国勢調査のデータを活用している。

図表 1-1-3 過疎地域と非過疎地域の比較



	市町村数[団体(%)]	人 口 [人(%)]	面 積 [k m ² (%)]
過疎地域	797 (46.4)	11,355,109 (8.9)	221,911 (58.7)
非過疎地域	921 (53.6)	116,702,243 (91.1)	156,039 (41.3)
全 国	1,718 (100.0)	128,057,352 (100.0)	377,950 (100.0)
過疎地域	13 (61.9)	407,042 (28.5)	2,824 (68.8)
非過疎地域	8 (38.1)	1,019,737 (71.5)	1,281 (31.2)
長 崎 県	21 (100.0)	1,426,779 (100.0)	4,105 (100.0)

(3) 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係

本県過疎市町村の地域振興関係法の指定状況は、図表 1-1-4 のとおりであり、全て離島・半島地域に指定されている。

図表 1-1-4 過疎地域市町村の地域振興関係法に基づく指定状況

区 分	団体	離 島	半 島
過疎地域(a)	13	10(*1)	8(*2)
非過疎地域	8	0	2(*3)
長崎県(b)	21	10	10
(a)/(b) (%)	61.9	100.0	80.0
(a)/13 (%)	100.0	76.9	61.5
(a)/21 (%)	61.9	47.6	38.1

(備考) 1 平成28年4月1日現在

2 *1は、市の区域に一部離島を含む5市(長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市)を含む。

3 *2は、市の区域に一部半島を含む3市(長崎市、佐世保市、平戸市)を含む。

4 *3は、市の区域に一部半島を含む1市(諫早市)を含む。

2. 人口

(1) 人口動態

我が国においては、昭和30年代後半からの経済高度成長に伴い、地方圏から三大都市圏への人口流出が激化し、三大都市圏での過密現象と地方圏での過疎現象を生ずるに至った。しかし、昭和50年代になると、第一次石油ショックを契機とした高度成長の終焉に伴い、「国民の価値観の多様化」「若年人口の減少」「地方圏の生活環境向上」等により、三大都市圏への集中が沈静化し、地方圏への人口定住が見られるようになった。また、昭和60年に入るとバブル経済と青年層人口の拡大期に入ったことにより、東京都を中心に再び人口及び諸機能が一極集中したことにより過密等に伴う大都市問題が深刻化し、都市部における人口増加率は横這い状態を保つ一方、地方圏においては、若年層を中心とした人口減少が広がっていたが、その後、バブル経済の崩壊とともに都市空洞化が顕在化し、再び三大都市圏の人口増加率が減少し、地方圏の人口増加率は上向きに転じている。

本県の人口動態は、昭和30年代以降の高度経済成長やエネルギー革命による炭鉱閉山などに伴い、都市部への人口流出が昭和40年代前半まで急速に進み、その後も鈍化傾向にあるものの引き続き人口が減少しており、全国的な社会情勢の変化と本県の地理的・地形的状況が大きな要因と考えられる。また、県内を「過疎地域」と「非過疎地域」に分類し、国勢調査ごとに前回の調査と比べた人口推移でみると、非過疎地域は昭和40年で減少しているが、その後、昭和60年まで増加し、平成2年・平成7年は減少している。しかし、過疎地域においては昭和35年から引き続き減少傾向となっている。

図表1-2-1 人口増減率の推移 (単位:%)

	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17
東京都	17.6	14.7	12.1	6.1	5.5	5.0	2.5	2.6	3.2	4.6
三大都市圏	15.0	12.4	10.2	4.9	4.2	3.6	1.9	2.0	2.2	2.1
地方圏	△ 1.0	0.4	4.3	4.3	2.7	0.8	1.3	0.2	△ 0.8	△ 1.5
長崎県	△ 6.8	△ 4.3	0.1	1.2	0.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.8	△ 2.5	△ 3.5
県内過疎地域	△ 12.8	△ 12.2	△ 7.5	△ 2.7	△ 3.1	△ 6.0	△ 5.3	△ 4.6	△ 6.4	△ 7.8
県内非過疎地域	△ 1.4	1.9	5.3	3.5	2.1	0.2	0.9	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7

(備考) 1 国勢調査による

2 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

3 長崎県過疎地域は、平成28年4月1日現在。

(2) 人口構成

1) 年齢階層別人口の推移

県内過疎地域の昭和35年から平成22年までの間の年齢階層別人口をみると、0～14歳の階層は322千人から52千人(減少率83.9%)と大幅に減少し、全体に占める割合も38.7%から12.9%に大きく減少している。

また、15～29歳の階層も昭和35年から平成22年の間に73.5%減少し、全体に占める割合も平成22年では県全体の13.9%に対し、過疎地域は10.9%と若年層の割合が低くなっている。

生産年齢人口である15～64歳の階層は456千人から226千人(減少率49.6%)に減少している。65歳以上の高齢者階層については54千人から128千人(増加率124%)へと大幅に増加して、全体に占める割合も6.5%から31.5%へと大きく上昇している。

図表1-2-2 過疎地域の年齢階層別人口及び構成比 (単位:千人、%)

区分	計	0～14歳	15～64歳	15～64歳		65歳以上	
				15～29歳	30～64歳		
県内過疎地域	昭和35年	831.4	321.8	455.7	167.3	288.3	53.9
	構成比	100.0	38.7	54.8	20.1	34.7	6.5
	昭和40年	724.9	256.4	409.9	133.9	276.0	58.6
	構成比	100.0	35.4	56.5	18.5	38.1	8.1
	昭和45年	636.4	196.0	378.0	119.1	258.9	62.5
	構成比	100.0	30.8	59.4	18.7	40.7	9.8
	昭和50年	588.5	157.5	362.5	116.6	245.9	68.5
	構成比	100.0	26.8	61.6	19.8	41.8	11.6
	昭和55年	572.9	139.6	359.3	107.3	252.0	73.9
	構成比	100.0	24.4	62.7	18.7	44.0	12.9
	昭和60年	555.2	126.5	348.1	92.1	256.0	80.6
	構成比	100.0	22.8	62.7	16.6	46.1	14.5
	平成2年	521.7	108.4	321.6	77.2	244.4	91.7
	構成比	100.0	20.8	61.6	14.8	46.8	17.6
	平成7年	494.2	91.5	295.9	68.6	227.3	106.7
	構成比	100.0	18.5	59.9	13.9	46.0	21.6
平成12年	471.7	76.4	275.0	65.0	210.0	120.3	
構成比	100.0	16.2	58.3	13.8	44.5	25.5	
平成17年	441.3	63.3	250.6	55.4	195.2	127.4	
構成比	100.0	14.3	56.8	12.6	44.2	28.9	
平成22年	407.0	52.3	226.4	44.3	182.1	128.1	
構成比	100.0	12.9	55.6	10.9	44.7	31.5	
県全体	平成17年	1478.6	216.0	913.2	230.9	682.3	348.8
	構成比	100.0	14.6	61.8	15.6	46.1	23.6
	平成22年	1426.8	193.4	857.4	198.7	658.7	369.3
	構成比	100.0	13.6	60.1	13.9	46.2	25.9
全国	平成17年	127,768.0	17,521.2	84,092.4	22,199.0	61,893.4	25,672.0
	構成比	100.0	13.7	65.8	17.4	48.4	20.1
	平成22年	128,057.4	16,803.4	81,031.8	19,783.5	61,248.3	29,245.7
	構成比	100.0	13.1	63.3	15.4	47.8	22.8

- (備考) 1 国勢調査による。(全国には年齢不詳を含む)
 2 四捨五入しているため、計とは合わないことがある。
 3 長崎県過疎地域は、平成28年4月1日現在。

2) 高齢者比率・若年者比率の推移について

(高齢者比率について)

平成2年と平成22年を比べると県全体においても11.2ポイント上昇しているが、過疎地域については13.9ポイント上昇しており、過疎地域の高齢化が進んでいることがわかる。

(若年者比率について)

県全体、過疎地域ともに高齢化により、若年者比率は低下しており、平成22年では県全体と過疎市町とでは3.0ポイントの差がある。

図表1-2-3 高齢者・若年者比率の推移 (単位:%)

		S 3 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
高齢	県全体	5.8	12.1	14.7	17.7	20.8	23.6	25.9
	過疎地域	6.5	14.5	17.6	21.6	25.5	28.9	31.5
若年	県全体	22.8	18.9	18.1	17.9	17.3	15.6	13.9
	過疎地域	20.1	16.6	14.8	13.9	13.8	12.5	10.9

- (備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

3. 財政状況等

(1) 概要

過疎法第 33 条第 2 項適用市町村を除いた県内過疎市町村（11 団体）の決算規模は、県内市町村全体の 36%程度と小さく、また、一団体当たりの決算額は、県内市町村平均の 68%程度しかなく、財政規模が小さいといえる。過疎法第 33 条第 2 項適用市町村を含めた県内過疎市町村全体（13 団体）では、過疎地域市町村の歳入歳出ともに県内市町村全体の 80%程度を占めており、これは市町村合併により過疎関係市町村が増加、広域化したことによるものである。

図表 1-3-1 市町村決算の状況 (単位：百万円)

		平成27年度		
		決算額	1 団体当り	
過疎市町村 (13団体) ※2	歳入	603,085	46,391	
	歳出	584,152	44,935	
	うち11団体 ※3	歳入	269,226	24,475
		歳出	260,383	23,671
	うち2団体 ※4	歳入	333,859	166,930
		歳出	323,769	161,885
県内市町村 (21団体)	歳入	755,952	35,998	
	歳出	731,738	34,845	

(備考) 1 「平成 27 年度地方財政状況調査」による。

※2 過疎法第 33 条第 2 項適用市町村（長崎市、佐世保市）の新市全体の決算額を含む額。

※3 過疎法第 33 条第 2 項適用市町村（長崎市、佐世保市）を除いた決算額。

※4 長崎市、佐世保市の新市全体の決算額。

5 以下財政状況に関する図表についての過疎市町村の計上方法は、上記と同様に取り扱うこととする。

(2) 歳入

歳入に占める地方税の割合は、過疎法第 33 条第 2 項適用市町村を除いた県内過疎市町村（11 団体）では 11.9%であり、県内市町村全体の 20.7%と比べて低い。また、1 団体当たりの額を県内市町村平均と比較しても、39.2%にとどまっている。

図表 1-3-2 市町村歳入決算額の状況 (平成 27 年度) (単位：百万円、%)

		一般財源		国庫 支出金	都道府県 支出金	地方債	その他	合計	
		地方税							
過疎市町村 (13 団体) ※2	決算額	321,560	116,329	110,601	41,145	58,766	71,014	603,085	
	1 団体当	24,735	8,948	8,508	3,165	4,520	5,463	46,391	
	構成比	53.3	19.3	18.3	6.8	9.7	11.9	100.0	
	うち11団体 ※3	決算額	155,578	32,080	32,536	21,487	30,212	29,413	269,226
		1 団体当	14,143	2,916	2,958	1,953	2,747	2,674	24,475
	うち2団体 ※4	決算額	165,981	84,249	78,065	19,658	28,554	41,601	333,859
1 団体当		82,991	42,125	39,033	9,829	14,277	20,801	166,930	
県内 市町村 (21 団体)	決算額	405,460	156,219	135,193	52,689	71,835	90,776	755,952	
	1 団体当	19,308	7,439	6,438	2,509	3,421	4,323	35,998	
	構成比	53.6	20.7	17.9	6.9	9.5	12.1	100.0	

(備考) 1 「平成 27 年度地方財政状況調査」による。

2 一般財源は地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の合計額である。

3 構成比は小数点第 2 位を四捨五入している。

4 端数調整の関係で合計が一致しない場合がある。

(3) 歳出

平成 27 年度における歳出決算を性質別にみると、過疎法第 33 条第 2 項適用市町村を除いた県内過疎市町村（11 団体）の歳出決算は、県内市町村に比べ投資的経費の割合が大きいが、これは過疎地域市町村が遅れている公共施設等の基盤整備を推進していることによるものと推察される。

図表 1-3-3 市町村性質別歳出決算額の状況（平成 27 年度）（単位：百万円、%）

		義務的経費	投資的経費	普通建設事業	その他	合計	
過疎市町村 (13 団体) ※ 2	決算額	300,049	76,848	74,487	207,255	584,152	
	1 団体当	23,081	5,911	5,730	15,943	44,935	
	構成比	51.4	13.1	12.8	35.5	100.0	
	うち 11 団体 ※ 3	決算額	117,056	40,340	38,592	102,987	260,383
		1 団体当	10,641	3,667	3,508	9,362	23,671
		構成比	44.9	15.5	14.8	39.6	100.0
	うち 2 団体 ※ 4	決算額	182,993	36,507	35,895	104,268	323,769
		1 団体当	91,497	18,254	17,948	52,134	161,885
		構成比	56.5	11.3	11.1	32.2	100.0
県内市町村 (21 団体)	決算額	371,026	94,800	92,117	265,912	731,738	
	1 団体当	17,668	4,514	4,387	12,662	34,845	
	構成比	50.7	13.0	12.6	36.3	100.0	

(備考) 1 「平成 27 年度地方財政状況調査」による。
2 構成比は小数点第 2 位を四捨五入している。
3 端数調整の関係で合計が一致しない場合がある。

(4) 財政力指数

市町村の財政力を示す指標である財政力指数(3 カ年平均)の状況をみると、過疎法第 33 条第 2 項適用市町村を除いた過疎市町村（11 団体）の平均は 0.27 であり、非過疎市町村（8 団体）の平均 0.49 及び県内全市町村（21 団体）の平均 0.38 に比べて低く、財政力は脆弱なものとなっている。

図表 1-3-4 財政力指数段階別市町村数

	0.1未満	0.1以上 0.2未満	0.2以上 0.3未満	0.3以上 0.42未満	0.42以上 0.56未満	0.56以上	合計	平均値
	過疎地域市町村(13 団体)※ 2	0	2	6	2	2		
うち 11 団体※ 3	0	2	6	2	1	0	11	0.27
うち 2 団体※ 4	0	0	0	0	1	1	2	0.54
非過疎市町村(8 団体)	0	0	1	2	2	3	8	0.49
県内市町村 (21 団体)	0	2	7	4	4	4	21	0.38

(備考) 1 「平成 27 年度地方財政状況調査」による。
2 「平均値」は市町村の財政力指数を単純に積み上げ、市町村数で除した数値である。

(5) 実質公債費比率

過疎地域の財政状況は、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、地方交付税や地方債等に依存せざるを得ない状況である。

地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に固定的な経費であるため、その増加は財政運営の硬直化を招くことになる。

実質公債費比率は、公債費のうち地方交付税算定に用いる基準財政需要額に算入されたものを除外して計算した数値であるが、過疎債については元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される。そのため、過疎地域においては、できるだけ実質公債費比率を押し下げるよう公共施設の整備に過疎債を活用しており、その結果、平成27年度の実質公債費比率は、非過疎市町村（8団体）の平均及び県内全市町（21団体）の平均と同数値となった。

このことから、過疎債は、過疎地域市町村における円滑な財政運営を支える上で大きな役割を果たしているといえる。

図表1-3-5 実質公債費比率の状況

区分	実質公債費比率(H25～H27)
過疎地域市町村(13団体)※2	7.0%
うち11団体※3	7.1%
うち2団体※4	6.9%
非過疎市町村（8団体）	7.0%
県内市町村(21団体)	7.0%

(備考) 数値は加重平均である。